（注意事項）

1　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他事業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

2　電子店頭デリバティブ取引等業務の体制整備の状況

当期において実施した我が国の金融商品取引法令に関する知識を習得するための研修の状況及び電子店頭デリバティブ取引等業務の人員配置の状況を記載すること。

3　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること（電子店頭デリバティブ取引等業務に関するものに限る。）。

4　役員等及び使用人の状況

(1)　役員等及び使用人の総数

当期末現在における役員等（第232条の5第5号に規定する「役員等」をいう。(2)において同じ。）及び使用人について記載すること。

(2)　役員等の状況

当期末現在における役員等について記載し、電子店頭デリバティブ取引等業務を担当する役員等を注記すること。なお、住所については国内における代表者について記載すること。

5　本店の状況

当期末現在における本店について記載すること。なお、当期中において、本店の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

6　電子店頭デリバティブ取引等店の状況

当期末現在における全ての電子店頭デリバティブ取引等店について記載すること。なお、当期中において、電子店頭デリバティブ取引等店の設置若しくは廃止があった場合又は電子店頭デリバティブ取引等店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

7　国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における全ての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

9　電子店頭デリバティブ取引等業務の状況

当期における電子店頭デリバティブ取引等業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)　金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

(2)　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

(3)　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改める。

別表第1金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の項並びに別表第二及び別表第三の金融商品取引法の項中「第四十六条の二」の下に「（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を加える。

省　令

○厚生労働省令第百二十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

薬事工業生産動態統計調査規則（昭和二十七年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4　この省令で「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。

第五条中「又は第二十三条の二第一項」を「、第二十三条の二第一項又は第二十三条の二十第一項に、「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、「又は第二十三条の二の三第一項」を「、第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二十二第一項」に改める。

第六条中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

第十二条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の見出しを「（電磁的記録媒体に記載する事項）」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、「、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に」を削り、「記載した書面をはり付け」を「記載し」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「提出されたフレキシブルディスク」を「提出された電磁的記録媒体」に、「報告用ディスク」を「報告用記録媒体」に、「フレキシブルディスク又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めたもの（以下「提出用ディスク」という。）のいずれか」を「電磁的記録媒体」に改め、「収録したもの」の下に「（以下「提出用記録媒体」という。）」を加え、同条第二項中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第十七条中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第十八条の見出し中「報告用ディスク、提出用ディスク」を「報告用記録媒体、提出用記録媒体」に改め、同条第一項中「報告用ディスク」を「報告用記録媒体」に、「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改め、「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法。）により」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録媒体」に改め、同条二項中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。